

# 諮 問 書

平川市特別職報酬等審議会 会長 殿

平川市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和4年 5月26日

平川市長 長尾 忠行

## ○諮問事項

- 1 市長、副市長、教育長の給料の額
- 2 議員報酬の額
- 3 給料の額及び報酬の額を改定する場合の改定時期